

相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム
運営要綱（案）

平成28年8月 日 相模原市の障害者支援施設における事件の
検証及び再発防止策検討チーム決定

相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム設置要
綱（平成28年8月 日 厚生労働大臣伺い定め）5に基づき、この要綱を定める。

1. 座長

座長は、検証・検討チームの事務を整理し、検証・検討チームを代表する。

2. 会議

- (1) 検証・検討チームは、座長が招集する。
- (2) 座長は、検証・検討チームを招集しようとするときは、あらかじめ、期日、
場所及び議題を構成員及び関係省庁等に通知するものとする。
- (3) 検証・検討チームは、検証・検討に当たって必要があると認めるときは、会
議に、構成員及び関係省庁等以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 検証・検討チームの会議は、現在、捜査中の事件を取り扱うものであり、ま
た、個人情報扱うことから、原則として非公開とする。
- (5) 検証・検討チームの議事は、次の事項について議事要旨を作成し、これを公
表するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した構成員等の氏名
 - ③ 議事となった事項

附 則

この要綱は、平成28年8月 日から施行する。